

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年4月27日 02時30分ごろ
発生場所	徳島県牟岐町出羽島北西方沖 出羽島港東防波堤灯台から真方位319°900m付近 (概位 北緯33°38.6′ 東経134°25.0′)
事故の概要	漁船豊生丸は、揚網中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年5月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 豊生丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	TO3-16814（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約19℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、出羽島北西方沖で漂泊し、前日に仕掛けた刺し網を右舷船首部から揚網し、引き揚げた網を左舷船首部に山積みする作業を繰り返していたところ、左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、落水後、転覆した状態の本船の船底に這い上がったが、沈没すると思い、本船を離れて近くにあった刺し網の浮きに掴まっていたところ、付近を通り掛かった僚船に発見されて救助された。</p> <p>本船は、その後沈没したが、後日引き揚げられて陸揚げされた。</p> <p>機関整備業者担当者は、本事故後、本船の主機冷却海水船底弁出口の継手（以下「本件継手」という。）が経年劣化により腐食が進んだ状態で折損していることを認め、本件継手の折損部から主機冷却海水が機関室に浸水して滞留したと思った。</p> <p>本件継手は、本事故の約17年前に交換された後、点検及び交換が行われていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、転覆するまで機関室に冷却海水が浸入して滞留していたことに気付いておらず、左舷船首部に山積みした網の重みで船体が左舷側に少し傾いた際、機関室に滞留していた主機冷却海水が自由水となって左舷側に移動し、船体のバランスを失って一瞬のうちに左舷側に転覆したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、揚網中、点検及び交換が約17年間行われていなかった本件継手が経年劣化により腐食して折損したことから、機関室に冷却海

	<p>水が浸入して滞留していたところ、左舷船首部に山積みされた網の重みで左舷側に傾いた際、機関室の滞留水が左舷側に移動し、船体のバランスを失って左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が揚網中、点検及び交換が約17年間行われていなかった本件継手が経年劣化により腐食して折損したため、機関室に冷却海水が浸入して滞留していたところ、左舷船首部に山積みされた網の重みで左舷側に傾いた際、機関室の滞留水が左舷側に移動し、船体のバランスを失って左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機冷却海水弁出口の継手を定期的に点検し、経年劣化による腐食を認めた場合には、交換すること。 ・ 船長は、機関室内を出航前に点検すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、甲板上で作業を行う場合、常に救命胴衣を着用すること。